

処理事例 3 1 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	福祉部こども室保育課
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>私は会社勤めをしていますが、第二子が生まれたので1年間の育児休業を取得し、平成22年11月から職場へ復帰するつもりでいました。そのため、平成22年8月末に第一子と同じ保育所へ10月からの希望で第二子の入所を申し込んでいたのですが、いつまで経っても入所が決まらず不安な毎日を送っています。</p> <p>現在の保育所の申込方法は、4月1日からの入所は募集定員が多く有利ですが、育児休業の期間は子の誕生日によって決まるので、子の誕生日が4月でない人は入所の可能性が低くなります。</p> <p>また、兄弟姉妹が同じ保育所へ入所できるとは限らず、市の職員は、別々の保育所への入所や育児休業期間の変更を安易に勧められますが、毎日2箇所の保育所へ送り迎えすることの苦労や勤め先に度々無理を言わなければならないことの大変さを理解して案内されているのでしょうか。</p> <p>育児休業の期間や兄弟姉妹が保育所に入所していることは、市で把握できるのだから、入所を申し込む人の立場を考えたきめ細やかな申込方法に改善してほしい。</p>
<p>調査結果等</p>	<p>オンブズマンは、苦情申立てを受けて担当部署である保育課の調査を開始しました。</p> <p>保育課の説明によりますと、明石市には平成22年10月現在、公立保育所が11か所、私立の認可保育所が29か所あり、これら40箇所の保育所は、保育課が統一した方法で入所申し込みの受け付けや入所児童の選考を行っているとのことで、定員は、全体で3,492人（公立保育所940人、私立の認可保育所2,552人）となっております。</p> <p>まず、入所申し込みの受け付けについてですが、4月1日からの入所希望者は、前年の11月下旬から3月20日まで申し込みを受け付け、その間に4回に分けて選考と結果通知を行っているのに対し、年度途中からの入所希望者は、可能な限り多くの申込者を入所選考の対象とするために申し込みの締め切りを入所希望月の前月の20日として選考を行い、前月の25日頃に結果通知を行っているとのことでした。</p> <p>また、入所児童の選考は「明石市保育の実施に関する要綱」に定めた選考基準に基づき、児童の保護者の保育に欠ける要件を数値化し、指数の高い順に入所の決定を行っており、保護者が育児休業中である場合や兄弟姉妹が保育所に入所している場合には、付加指数を加点することによって、優先して入所できるよう配慮しているとのことでした。</p> <p>しかし、保育所によっては、4月の時点で欠員がなくなるところもあり、加点を行っても、希望先の保育所に入所していただけないケースが発生しており、育児休業から復職する方の申し込みの割合が増加する中で、こうしたケースは残念ながら例外的なものではないとのことでした。</p> <p>このため、4月入所に合わせた育児休業期間の変更や別の保育所への申し込みの検討を保護者に打診し、可能な限り入所しやすい方法をご案内させていただいているとのことでした。</p> <p>また、保育課によりますと、明石市の待機児童は、平成22年3月1日現在、136人と多いため、ここ数年来、待機児童の解</p>

消に努めており、例えば、施設を整備して保育所全体の定員を平成 23 年度からは 265 人増やすほか、新年度の入所に備え、前年 11 月から受け付けた申し込み状況から、入所の傾向を把握し、部屋を入れ替えたり、保育士を補充するなど、既存施設内においても少しでも多くの児童を受け入れられるよう工夫しているところですが、保育所の入所申し込みが増加傾向にあるため、待機児童の解消には至っておらず、今後も引き続き待機児童解消のための施策を積極的に行っていきたいとのことでした。

なお、申立人の趣旨に沿う対策の 1 つとして、年度途中で育児休業明けで職場復帰する方を 4 月 1 日からの入所希望者と同じ時期に選考して入所内定を出す措置が考えられるところですが、保育課によりますと、こうした措置を実施している自治体は少なく、明石市が実施しない理由としましては、離婚や疾病、DV や児童虐待などの理由で急きょ保育所が必要になるケースに備えるため、保育所を必要とする理由に関わらず、一斉に選考を行うことにしているとのことでした。

オンブズマンは、参考までに、入所内定を出している姫路市に状況をお尋ねしましたところ、同市では、育児休業明けで職場復帰する保護者の児童を、保護者が亡くなったり、病気やけがによる入院等により保育できない場合や児童虐待により入所の要請があった場合など、緊急の入所を必要とする児童と同じ扱いとして、あらかじめ定員の約 10% の枠を確保することで、入所内定を出す措置を可能としており、その背景として、待機児童数が非常に少ない状況にあることが挙げられます。

オンブズマンとしましては、保育所によっては 4 月の段階で待機児童が生じてしまう状況の中で、これまで以上に育児休業明けで復職するケースや兄弟姉妹が保育所に入所しているケースを優先しますと、必ずその代わりに入所できなくなる児童が出てくることとなりますので、市がこれまで以上に優先するのは難しいと判断するのやむをえないところであると考えられます。

また、4 月 1 日からの入所であれば入所できる可能性が高くなるのは、毎年 3 月末に 5 歳児が保育所を卒園し、4 歳児以下が 1 歳繰り上がることに加え、保護者の転勤、退職などが大きな要因といえますが、こうした現象は、就労や学業をはじめ、多くの社会活動が年度単位のサイクルで動いている社会的慣行を反映した結果であり、やむをえないところであると考えられます。

以上のとおり、市の保育行政は申立人がおっしゃるような様々な問題を抱えておりますが、明石市の現状においては、これまで以上に個々の児童や保護者の状況に合わせたきめ細やかな対応ができる状況にはなく、オンブズマンとしても、あらゆる問題の根源となっている待機児童の解消を最優先課題として取り組むべきであると考えます。市に対しては、早急な待機児童の解消を期待することとして今回の調査を終了することにしました。

以上

苦情申立ての受付年月日	平成 22 年（2010 年） 9 月 16 日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成 22 年（2010 年） 9 月 16 日	0 日間
市の機関への調査年月日	平成 22 年（2010 年） 10 月 7 日	21 日間
調査結果通知年月日	平成 23 年（2011 年） 4 月 18 日	214 日間